

議第 33 号

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

市独自の構造的な課題を解決し、保健医療の向上及び福祉の増進を図るとともに、所得税法等の一部改正に伴う介護保険料収入への影響を遮断するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険条例（平成16年下呂市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(在宅介護支援券交付事業)	(在宅介護支援券交付事業)
第12条の2 (略)	第12条の2 (略)
<u>(保健福祉事業)</u>	
<u>第12条の3 市は、次に掲げる保健福祉事業</u> <u>(法第115条の49の規定に基づく保健福祉事</u> <u>業をいう。)を必要に応じて行うものとする。</u>	
<u>(1) 要介護被保険者を現に介護する者の</u> <u>支援のために必要な事業</u>	
<u>(2) 被保険者が要介護状態等(法第7条第</u> <u>1項に規定する要介護状態及び同条第2</u> <u>項に規定する要支援状態をいう。)となる</u> <u>ことを予防するために必要な事業</u>	
<u>(3) 指定居宅サービス、指定地域密着型サ</u> <u>ービス、指定居宅介護支援、介護保険施設</u> <u>の運営、指定介護予防サービス、指定地域</u> <u>密着型介護予防サービス、指定介護予防支</u> <u>援、地域支援事業及びその他の保険給付の</u> <u>ために必要な事業</u>	
附 則	附 則
1～14 (略)	1～14 (略)
<u>(令和8年度の保険料額の算定に関する所</u> <u>得の額の算定方法の特例)</u>	
<u>15 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の</u> <u>賦課期日において下呂市に住所を有しない</u> <u>者を除き、令和8年度分の地方税法の規定に</u> <u>による市町村民税の賦課期日において下呂市</u>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により下呂市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。</u></p> <p><u>以下この項から第15項の3まで及び第16項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料額の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額を以て算定する。）」とある。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。</u></p>	
<p><u>15の2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料額の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。</u></p> <p><u>15の3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料額の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>いい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号。以下「所得税法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。</u></p> <p><u>（令和8年度の保険料額の算定に関する基準の特例）</u></p> <p><u>16 第1号被保険者の令和8年度における保険料額の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において下呂市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において下呂市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により下呂市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）</u></p> <p>(2) <u>地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>イ <u>令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p>ウ <u>令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等改</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>正法第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い下呂市税条例(平成16年条例第58号)で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>イ <u>令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い下呂市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p>ウ <u>令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>定する政令で定める基準に従い下呂市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>16の2 第1号被保険者の令和8年度における保険料額の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p>	
	附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

市独自の構造的な課題を解決し、保健医療の向上及び福祉の増進を図るとともに、所得税法等の一部改正に伴う介護保険料収入への影響を遮断するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 介護保険法第115条の49に規定する「保健福祉事業」として、次に掲げる3つの事業を行えるよう規定します。

- ア 要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業
- イ 被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業
- ウ 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、介護保険施設の運営、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、地域支援事業及びその他の保険給付のために必要な事業

(第12条の3関係)

(2) 令和8年度分の保険料を算定する際、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれる第1号被保険者について、所得税法の改正に合わせ、給与所得の金額を調整する特例を定めます。

(附則第15項、第15項の2、第15項の3関係)

(3) 令和8年度分の保険料を算定する際、給与所得を有し、かつ一定の基準に該当する第1号被保険者等について、当該年度の市町村民税が課されている者とみなして保険料段階を適用する特例を定めます。

(附則第16項、第16項の2関係)

(4) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)